

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正						
(国際郵便物) 第9条 (略) 2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特別郵袋印刷物</u> 3・4 (略) (一般的利用条件) 第17条 外国宛てに<u>特別郵袋印刷物</u>、小形包装物又は税関検査の対象とされる可能性のある<u>その他の</u>通常郵便物を差し出す場合は、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を郵便物に添付していただきます。名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。 2～6 (略) (特別郵袋印刷物) <u>第31条 同一名宛地の同一受取人に宛てて特別の郵袋により発送する印刷物については、その郵袋1個を1個の郵便物（以下「特別郵袋印刷物」といいます。）とみなします。</u> <u>2 特別郵袋印刷物の最高重量は、第16条（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）の規定にかかわらず、30キログラムです。</u> <u>3 特別郵袋印刷物は、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。</u> <u>4 特別郵袋印刷物に納め、かつ、同一名宛地の同一受取人に宛てた内容品の各包装物には、受取人の宛名を記載していただきます。</u> <u>5 特別郵袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の名宛票札を添付していただきます。名宛票札は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成していただきます。また、名宛票札の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル（それぞれ許容差0.2センチメートル）を下回らないようにしていただきます。</u> (特別郵袋印刷物に封入が認められる物品等) <u>第32条 特別郵袋印刷物には、当社が別に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社が別に定める物品を入れて差し出すことができます。</u> (料金の返還) 第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。 <table><tr><td>区 別</td><td>返還される料金</td><td>請求期間</td></tr></table>	区 別	返還される料金	請求期間	(国際郵便物) 第9条 (略) 2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。 (1)～(3) (略) 3・4 (略) (税関告知書等の添付) 第17条 外国宛てに小形包装物<u>その他の</u>税関検査の対象とされる可能性のある通常郵便物を差し出す場合は、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を郵便物に添付していただきます。名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。 2～6 (略) <u>第31条及び第32条 削除</u> (料金の返還) 第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。 <table><tr><td>区 別</td><td>返還される料金</td><td>請求期間</td></tr></table>	区 別	返還される料金	請求期間
区 別	返還される料金	請求期間					
区 別	返還される料金	請求期間					

1～6 (略)	(略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失、全部の盗取又は全面的損傷について当社が損害賠償しなければならない場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあつては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び第2の2ただし書の規定により算出した額を除きます。）。8から11までについても同様とします。） 及び特殊取扱の料金（書留とする郵便物にあつては書留料を、保険付とする郵便物にあつては保険料を除いた額とします。）	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2 (略)	(略)	(略)
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）及び特殊取扱の料金	料金を支払った日から1年
9～11 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

（配達時の証印及び署名）

第62条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物の配達については、事業

1～6 (略)	(略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失、全部の盗取又は全面的損傷について当社が損害賠償しなければならない場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあつては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び第2の2ただし書の規定により算出した額を除きます。）。8から11までについても同様とします。） において同じとします。）	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2 (略)	(略)	(略)
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の6(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の3(2)の規定により算出される料金とします。9及び10において同じとします。）及び特殊取扱の料金	料金を支払った日から1年
9～11 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

（配達時の証印及び署名）

第62条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物は、事業所において次に

所において、次により、これを行います。 (1)～(3) (略) 2 外国来の郵便物に関する受取通知には、受取人本人に署名していただきます。ただし、受取人本人の署名が得られないときは、受取人の代人に署名していただくか又はその郵便物の配達を受け持つ事業所の長若しくはその指定した者が署名します。 第3節 受取通知 (受取通知の取扱い) 第80条 受取通知は、郵便物に郵便葉書の耐力を有する特別の用紙（以下「受取通知用紙」といいます。）を添付して送達し、これに配達の際に受取人が署名し、又はこれができない場合には、法令により認められた者が署名して、最も速達の線路で差出人に返送する取扱いです。 2 受取通知の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により書留とする通常郵便物、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。 3 差出人は、受取通知用紙にローマ文字により鉛筆以外の用具で必要事項を記入していただきます。 (受取通知とする郵便物の表示) 第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、名宛面に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。 (受取通知の再度請求) 第82条 外国宛ての受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。 2 前項の規定による再度請求があったときは、当社は、これを無料で受け付けます。 3 受取通知の再度請求を行うときは、請求人には、必要な事項を記入した受取通知用紙及び第92条（調査請求の利用条件）に規定する調査請求書を提出していただきます。 (調査請求) 第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延、<u>受取通知用紙の未受領</u>等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 2 (略) (郵便物の種類) 第109条 (略) 2 (略) 3 米軍関係郵便物の特殊取扱は、次のものに限り取り扱います。 (1)・(2) (略) (3) <u>受取通知（書留とする通常郵便物及び保険付とする小包郵便物に限ります。）</u>	より取り扱います。 (1)～(3) (略) 2 外国来の受取通知用紙が添付された通常郵便物は、事業所において次により取り扱います。 (1) 受取人に配達し、又は交付するときは、受取通知用紙に受取人本人若しくはその郵便物を受取人本人に代わって受け取ることができる者の受領の署名を受け、又は配達若しくは交付の署名をすること。 (2) (1)の規定により署名を受け、又は署名をした受取通知用紙を、差出人に送付すること。 第3節 削除 第80条から第82条まで 削除 (調査請求) 第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 2 (略) (郵便物の種類) 第109条 (略) 2 (略) 3 米軍関係郵便物の特殊取扱は、次のものに限り取り扱います。 (1)・(2) (略)
---	--

4・5 (略)

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区 別		賠償金額
(1) 書留郵便物	特別郵袋印刷物	30,000円
	その他のもの	6,000円
(2)～(4) (略)		(略)

4 (略)

4・5 (略)

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区 別	賠償金額
(1) 書留郵便物	6,000円
(2)～(4) (略)	(略)

4 (略)

附 則(2024年5月13日 2024-秘日経企第0010号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2025年1月1日から実施します。

(受取通知に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施前の受取通知については、当分の間、第109条(米軍関係郵便物)第1項の規定により取り扱う郵便物について取り扱います。